

令和7年度 伊丹市立笹原中学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立笹原中学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は、校訓「自立 責任 敬愛」のもと、「予測不能な未来を自立して主体的に生き抜く知・徳・体バランスのとれた『人間力』のある生徒の育成」を学校教育目標とし、①自分に自信と誇りが持てる生徒 ②自ら考え、判断し、主体的に行動できる生徒 ③感謝と思いやりの心を持った生徒 ④学校生活のきまりをしっかりと守ることができる生徒 の育成をめざした教育活動を推進し、「生徒たち、そして教師が『学んだ感』や『学校への誇り』を持ち、毎日行きたい学校を目指している。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けた指導体制を定める。また、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

(3) 法的根拠

伊丹市立笹原中学校基本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定)を参考にして策定する。

2 基本的な考え方

(1) これまでの学校の取り組み

本校はかつて、一部生徒による授業エスケープ・妨害、生徒間暴力、対教師暴力、器物損壊などの生徒指導上の諸課題により教育活動に支障をきたした時期があった。そのため、落ち着いた学習環境、生徒が通いやすい学校の構築をめざして、生徒指導においては、積極的な生徒指導の充実に努めた。まず、授業・行事を大切にすることを狙いとし、生徒指導と校内研究が連携を図り、「探究的に学ぶ力を身につけよう ～プロジェクト型学習の考えをもとにして～」を研究テーマに設定し、授業の中で生徒自らが課題と向き合い、主体的に取り組むことで学校生活が楽しいと思えるように取り組んでいる。落ち着いた学習環境づくりのために校内巡回を1日に3回程度行なっている。また、生徒会、PTA、教職員、学校運営協議会で協議し、校則改定を行ったり、体育大会などの行事を生徒が実行委員会として運営したりすることで学校生活の充実に図っている。生徒会を中心に、『みそあじ運動(み→身だしなみ、そ→掃除、あ→挨拶、じ→時間を守る)』を推進するとともに、年3回、学期毎に「仲間づくり点検週間」を設定し、改めて学級集団や仲間づくりについて見直しを行う「節目」の取り組みを行い、だれもが過ごしやすい、居心地のよい安心できる学校・学級づくりに努めてきた。総合的な学習の中でも、異学年同士で行う教え合い学習「笹トレ」を行い、学ぶ意義を自覚し、意欲的に学ぶ生徒の育成に力を注いでいる。さらに、楽しい学校生活を送るためのアンケート調査「hyper-QU」を実施し、研修会で学級の課題を検討し、学年・学級経営の改善や一人ひとりの生徒の人間関係づくりの改善に活用している。このような取り組みを進める中で、学習や行事、部活動などでの活躍が大きな成果となり、自分に自信がもてるようになった生徒が増えてきた。

以上のように、本校では、規律ある学校生活のもとで、一人ひとりの生徒が集団の中での自分の役割を自覚したり、自分が人のために役立っていることを実感する自己有用感を味わったりすることにより、いじめを「しない、させない、許さない」学校づくりをめざした指導体制の整備を図ってきた。

(2) これからの学校の取り組み

本校教育において、生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで重要な意義を持つものである。特に日頃からの発達支持的生徒指導を

教職員が意識していく。その中で、すべての生徒の人格のよりよい発達を促すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものとなることをめざす。よって、これまでの取り組みを継承するとともに、学校が生徒の「居場所」として、安全で安心して学べる場所であるように、規律ある学習環境を維持し、「わかる授業」をめざして授業改善に取り組む。また、インターネットや SNS の正しい使い方について講演会、道徳や総合の時間を活用し、指導を行っていく。保護者との連携のもと、中学生として必要な基本的な生活習慣をしつかりと身に付けさせ、基礎的な学力の定着を図る。さらに、生徒が主体的に取り組む活動を通して、互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりするなど、仲間との「絆」を強め、自己有用感や自己肯定感など、自尊感情が育めるよう指導の徹底を図る。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制 別紙 1 校内指導体制及び関係機関 別紙 2 チェックリスト

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。また、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見を図るためのチェックリストを別に定める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画 別紙 3 年間指導計画

いじめの防止の観点から、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめ発生時の組織的対応 別紙 4 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、いじめ対策委員会を実施して、いじめの解決に向けた迅速な組織的対応を別に定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、または重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長を中心に、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となっていじめ対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関と連携し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

本方針は、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、あらゆる機会を利用して生徒、保護者や地域の方々に広報する。また、本方針が、実効性のあるものになるよう、必要に応じて適宜見直しを行う。